



平成24年9月6日

各位

上場会社名 株式会社インターネットイニシアティブ
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 鈴木 幸一
(コード番号: 3774、東証第1部)
お問合わせ先 常務取締役 CFO 渡井 昭久
(TEL: 03-5259-6500)

株式分割、単元株制度の採用、定款一部変更及び期末配当予想の修正等に関するお知らせ

当社は、平成24年9月6日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び単元株制度の採用等について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成24年4月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が100株又は1,000株以外の上場会社は単元株式数を100株とすることが義務付けられました。これを踏まえ、当社は100株を1単元とする単元株制度を採用することとし、併せ、投資単位あたりの金額を引き下げることが目的として、当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)1株を200株に分割いたします。本件実施により、投資単位は現状の2分の1となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年9月30日(日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成24年9月30日(日)最終の発行済株式総数に199を乗じた株式数といたします。平成24年9月5日(水)現在の発行済株式総数を基準にして計算すると、次のとおりになります。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 206,478株 |
| ② 今回の株式分割により増加する株式数 | 41,089,122株 |
| ③ 株式分割実施後の発行済株式総数 | 41,295,600株 |
| ④ 株式分割実施後の発行可能株式総数 | 75,520,000株 |

※上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|---|---------------|
| ① 基準日公告日 | 平成24年9月7日(金) |
| ② 基準日 | 平成24年9月30日(日) |
| ※但し、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成24年9月28日(金)になります。 | |
| ③ 効力発生日 | 平成24年10月1日(月) |

(4) その他

- | |
|----------------------------------|
| ① 今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。 |
| ② 今回の株式分割に伴う配当予想の修正について |

平成24年10月1日を効力発生日として当社株式1株を200株に分割することに伴い、平成25年3月期の1株当たり期末配当予想につきまして、平成24年5月15日付「平成24年3月期 決算短信〔米国基準〕(連結)」に記載の予想額である1,750円から200分の1の8.75円へ修正いたします。

平成25年3月期の中間配当は、平成24年9月30日現在の株主名簿に基づき株式分割効力発生前の株式に対して行われ、期末配当は、平成25年3月31日現在の株主名簿に基づき分割後の株式に対して行われることとなります。よって、平成24年5月15日に公表いたしました株式分割前1株当たり配当予想に実質的な変更はありません。

平成25年3月期の配当予想の修正

(基準日)	1株当たり配当金(円)		
	第2四半期末	期末	年間合計
	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想(平成24年5月15日公表)	1,750.00	1,750.00	3,500.00
今回修正予想	1,750.00	8.75	1,758.75
前期実績(平成24年3月期)	1,500.00	1,750.00	3,250.00

③ 新株予約権の付与株式数の調整

今回の株式分割実施に伴い、新株予約権の目的である株式の数を、平成24年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

	新株予約権の目的である株式の数	
	調整前	調整後
株式会社インターネットイニシアティブ第1回新株予約権 (平成23年6月28日取締役会決議)	1株	200株
株式会社インターネットイニシアティブ第2回新株予約権 (平成24年6月27日取締役会決議)	1株	200株

(5) 米国預託証券(American Depositary Receipt、以下、「ADR」といいます。)の当社株式との交換比率の変更

今回の株式分割に伴い、ADRと当社株式との交換比率を次のとおり変更いたします。

- ① 現在の比率 1 ADR = 1/400 当社株式 (400 ADR = 1 当社株式)
- ② 変更後の比率 1 ADR = 1/2 当社株式 (2 ADR = 1 当社株式)
- ③ 変更実施日 平成24年10月1日(月) (米国東部時間)
- ④ 預託手続停止期間 平成24年9月26日(水) (日本標準時間)から平成24年9月30日(日) (米国東部時間)
(当社株式から ADR への変換及び ADR から当社株式への変換の停止)
- ⑤ ADR 預託銀行 ニューヨークメロン銀行

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 日程

効力発生日 平成24年10月1日(月)

※平成24年9月26日(水)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、取締役会決議により、平成24年10月1日(月)を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>377,600株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>75,520,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第34条 (条文省略)	第8条～第35条 (現行どおり)

(3) 日程

効力発生日 平成24年10月1日(月)

以上